

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 14 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 11 月 25 日 (月)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 11 時 7 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (8 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、棕田昇一 有松数紀、橋尾泰博		
欠 席 委 員	下村佳弘		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時00分 開会

◆中西照典 委員長 どうも、おはようございます。

ただいまより市庁舎整備に関する調査特別委員会第14回目を始めさせていただきます。

先回、鳥取市庁舎整備全体構想の素案が提示されまして、この29日までは市民政策コメントの実施が行われているところではありますが、その期間中にもう一度、特別委員会としてもコメント等を当局にお出ししたいということで、この委員会が開催されることになっております。

それでは、この間、先回、資料等をお渡ししておりますので、それぞれこの素案に対してコメントなり提案なりがあられる方は、挙手の上、発言をしていただきたいと思います。

それではどうぞ。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 前回、特別委員会で素案が示されたわけですが、その中身について少しお伺いをしたいと思います。まず4ページに防災機能の強化ということで平面スペース、これが必要ということで、十分なスペースが必要だということになっていまして、これがその次ページ、5ページのところの、具体的には災害対策本部会議室から多目的スペースまで1,300平米ということが記載をされているわけですが、災害発生時における災害対策のために必要なスペース確保、この基準についてはどのようなところから算定をされてきたのか、国の基準というようなものがあれば教えていただきたいというふうに思いますし、この多目的スペース800平米については、これは屋内ということでもいいのか屋外なのか、ちょっとここを教えていただけないでしょうか。

◆中西照典 委員長 それでは、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、この件につきましては、中間報告でもお示ししましたが、危機管理課のほうが中心となって御検討いただきまして、危機管理課のほうから聞いていますのは、他都市の事例等を参考にしながら1,300平米を導き出しておりますし、この800平米についても屋内ということで考えております。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 中間報告のときにも、確かに他都市の幾つかの事例を引かれて、こういう防災機能ということを御説明があったわけですが、その他都市においても、さらにまた他都市の事例を引っ張ってこれたりして防災面での強化ということを御検討になったと思うんですが、改めて今これだけ市民の安全・安心、防災ということが問われている中で、こういう、ここにも記載されている「市民の命とくらし」を守る」という観点で、国の基準に沿った災害対策の、防災対策のスペースというものは示されているのかいないのか、ここだけ1点聞かせていただけないでしょうか。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、ちょっと私どもが把握している範囲では、特に示されているとは聞いておりませんが。

◆中西照典 委員長 そのほかどうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと一つ確認していただきたいのですが、冒頭、委員長が特別委員会としてコメントを出すために、パブリックコメントの締め切りの29日までに招集したということを言われましたが、きょうの特別委員会では、個々の委員の意見は言うだけであって、特別委員会としての何かということではないですね。

◆中西照典 委員長 はい。これは、それぞれの委員が、委員会の委員として出していただくということです。

◆伊藤幾子 委員 はい、わかりました。

それでは、ちょっと当局にお尋ねをしたいのですが、チラシがありますよね。そのチラシの一番最初の「ここがポイント」というところ、「住民投票後の検討により明らかとなった、2つの問題点」ということで①、②が書かれているのですが、この①については、これまでも何度も何度も言われてきていることなので、出てくるのは、まあそうだなあと思いましたが、②については、これまで住民投票というのは経過の一つだということと言われてきたのが、②というものが出てきて、ちょっと執行部側の議論としては発展されたのかなあと私は思ったのですが、これはどういうところでこういう議論になって、ここにこういうふうに掲載ようになったのか、その経過を教えてください。

それと、この②の文章の最後のほうにね、「結果として市民が判断をするために必要となる十分な情報提供ができませんでした。」と書いてありますけども、これは、議会ができなかったのか、執行部ができなかったのか。執行部ができなかったということでもいいでしょうか。以上です。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この2番の件につきましては、住民投票の検討会の中でも内容、機能等についての議論についてされたと思うんですけども、この件については、後で機能等については検討するというような話がございました。

それと、今回、住民投票の検証結果によりまして専門家委員会、これを立ち上げたわけなんですけども、その中で、本来、市として庁舎整備をするに当たって、どういった機能が必要なのかというようなことを議論しました。その中で、住民投票で議論した中身についてが極めて不十分だったというようなことが、専門家委員会の中で議論した中で判断をさせてもらったものでございます。

ですから、その機能面について、費用面について、これを改めて専門家委員会の中で議論した結果、議論として不十分だったということを改めて認識したということで2番目の表現をさせてもらったところでございます。結果として市民が判断をするために必要となる情報提供ができませんでしたというのは、執行部として十分な情報提供ができませんでしたということで、ここに上げさせていただいています。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まあこれ、前回の特別委員会で説明を受けて、各会派持ち帰りということで、一体それぞれの会派がどのような、持ち帰ってされたかというのはわかりませんが、私、

ここの部分を読んでね、今、ここに載せた経過というのは説明していただきましたけども、要は議会が検討したものは不十分だったのだと、住民投票が終わってから議論、後ですということと住民投票をしたものだから、専門家委員会でいろいろ議論されても、やっぱり中身が不十分だったと、そういうようなことでこういうふうな書き方になったということなのですが、それを聞けばね、議会は何しとったのだって、本当に私これ、会派に持ち帰って、議会を、何ていうのかな、侮辱するだとか、こけにしているだとか、いろんな意見が出ましたよ。私は本当にこれ、議会って能なしだなあって言われているのと一緒だなあと私は受けとめたのですが、ここの部分について各会派ね、どのような意見が出たのか、それとも全く問題にならなかったのか、やはりそこは、この委員会でちょっと私は議論していただきたいなと思います。

◆**中西照典 委員長** これは、議員間討議をしてほしいということですか。どうですか、今の。
棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** いや、まさに私は伊藤委員言われるとおりだと思っていまして、執行部が勝手に書いたと言えれば勝手に書いたのでしょうけど、じゃあ議会として、そんなものを黙認できるのかという話でね。我々の議会の意思は、陳情に対する採決に当たってその意思を示しましたように、住民投票に瑕疵はなく有効だというのが議会の判断ですから、そのことに照らすと、これは大変無礼千万な表現だというふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** その他どうですか。
桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、伊藤委員のほうから問いかけのあったこの②につきましては、私どもの会派からは、特に無礼千万だとか黙認できないということではなくて、そういう意見はありませんでしたけども、確かにこれは、発展すれば市議会の責任論にもかかわってくるわけでありまして、ただ、これ客観的に私たち特別委員会なり議会なりの目線、それから市民の目線から見ても、これは客観的な私は事実だと思います。ここを特に、議会に対する無礼な文章であるというようなことではなくて、より市民に今回の素案を示すに当たって、これまでの議会がたどってきた経過ということを文章で表現をし、そして示していく過程においては、私はこういう書き方、特に問題はないというふうに思いますが、さらにこれを発展すれば、当然私たちの議会の、議会人としての責任論というのになってくる問題だというふうには自覚をしないといけない。これは提案者もそうでしょうし、それを検討してきた私たち、前回の検討会もそうですし、そこら辺の議会人としての責任をどのように考えているのかということだと思います。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待って。
橋尾さん、どうですか。

◆**橋尾泰博 委員** 私は、①について物を言いたいんだけど、今、②がちょっと議論になっているので、②番についてちょっと私なりの意見を言いたいと思いますが、この文言は、住民投票をやる、実施する、いわば条例案を決めるときの議論が不十分で市民の判断が云々という流れになっとなるわけですが、皆さんもよく思い出していただきたいと思うのだが、この20億8,000万の金額を入れるだ入れないだ、最終の大詰め段階で入れることになったのですが、そのときの各会派の代表の合意内容というのは、これは概算の段階でしたからね、この20億8,000万と

いうのは。法に基づいて例えば工事がプラスになるとか、あるいは市民の皆さんから、例えばきょうの資料にも書いてあるが、多目的ホールなんかのスペースをつくってほしいとか、そういう要望が出てきたらその20億8,000万にプラスをしていくのだと、そういう意味合いの20億8,000万なのですよということを確認して条例案を決めているわけですよ。

だから、議論が極めて不十分だった、これは3月の末に決めなくちゃなんというタイムスケジュールもあった。それでないと5月の20日の住民投票に間に合わないという過程の中で、深夜にわたっていろいろ議論しましたよね。そういう経過もあるわけですよ。ただ、それを、執行部のほうのこのチラシのように、明確にするための議論が極めて不十分だったというような表現は、執行部として、議会が何もしてこなかったというのでなしに、やっぱりそれは見てきておられるわけだから、やはりこの表現というのは、執行部としての見識を疑わざるを得ないというのが私の考え方です。

◆中西照典 委員長 じゃあ、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 議員間討議ということですから、ちょっと桑田委員にお尋ねしたいのですが、先ほどの御発言を聞いてて思うのは、じゃあ、先ほどおっしゃられた御意見と、陳情のときに全員一致で不採択にした、その不採択理由としての住民投票に瑕疵はなく有効だということとの整合性をどのようにお考えなのかということをお尋ねしたいのと、もう1点は、責任があると、私はあのときに、この陳情のようなことであるとするならば、それはもう議会は解散でもしなければ責任のとりようがないと、頭を下げて済みませんでしたというようなことで済むような問題ではないと、こういうことを申し上げましたが、きょう時点、今日時点で、それは責任論の問題だというふうにおっしゃいまして、じゃあ、その責任というのは、責任をとる、果たすということにおいて実現するものですから、それについてはどのようなことをお考えになっているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

◆中西照典 委員長 いいですか、桑田委員。

◆桑田達也 委員 最初に2番目の責任論という問題について、ここについては、改めて全協という場もあったりとか、そういう問題について議会内として、やはりこの代表者会も含めて議論をしないといけない問題だというふうに、これは棕田委員がここの特別委員会の中でも発言をされておられますから、私もそれについてはそのとおりだというふうに思っております。これは客観的に見て、当然そういう議論も行わないといけないときは来るだろうというふうに思っております。

それから、条例に瑕疵はないという、この1案、2案、議会として市民の皆さんに提出をした、提案をした、お示しをした、その条例そのものに瑕疵はない。しかしながら、その条例ができるまでの過程において、中西座長を中心として各会派の代表が結さんから提案をされた2案について長きにわたって検討された、その渦中において、例えば結さんも、市民の皆さんにお配りになった「20億ポッキリ」というようなチラシもありましたよね、結さんが出された。そういったチラシであるとかを多くの皆さんがごらんになる。そして、それ以前に、これは議会の本会議でも発言がありましたからここで言っても間違いのないと思いますけども、例えば住民税、市民税が上がるとか水道料金が上がるとか、大変多くの誤った情報が市民の中に蔓延を

した。そういった中で、合併特例債のリミットということと、3月末までに結論を出さないといけないというような議会側のいろんな迫られた問題点もある中で、この議会の検討会で十分な議論が、その結さんから提出をされた2号案の十分な議論ができなかったというのは、これは確かだと思うし、そこを私は議会の責任、そこが議会の責任だったというふうに私は認識をしておるところです。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。これは別に結論を出すわけじゃないんで、それぞれのコメントですからね。それはどうだというふうにあんまりしていっても、平行線をたどる可能性がありますので。

そのほかに、有松委員。

◆**有松数紀 委員** この件に関してですけども、会派の中でということ言うならば、特にこの部分に重点を置いて言われたという方はなかったというふうに思っております。

ただ、私個人の判断として、この委員会の中でこの議論は極力私はすべきでないという立場で思っております。というのが、基本的にこの話をし出すと、提案された方々と我々とは非常に、なすりつけ合いのように一般の市民の方々には受け取られることも危惧しておりますし、当初2号案を提案された皆さんが正当性を持って言われること自体、私は非常に疑問を感じております。なぜなら、第3次という言い方でいいのでしょうかね、特別委員会の中で橋尾委員長が最終的には委員会全員の合意のもとで報告をされた。その中身は、実施できない、現実不可能な提案だったということを含めて、執行部に新たな提案をするようにということで、無条件で返したということ。この件に関して、委員長が言われておられながら、そして我々議会もその内容を十分理解をした上で報告をしていただきながら、この委員会の中で提案をされた皆さんが、このことについてはどうだったのだ、さも実現ができたかのように言われること自体、その中間報告の内容に合わない意見を出しておられるというふうに私は思うのですよね。そういった意味では、この委員会の中でこの議論は、極力私は避けたい。そしてお互いに、前にそんなことを提案したからこうなったのだとかね、こういう私は意見は今時点では言うつもりはありませんので、比較的静かに聞かせていただきたいなあというふうに思っておるのです。その程度でとめさせていただきます。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** じゃあ、私もこの件については、これで発言を最後にしたいと思いますけどね、一つは、先ほど桑田さんがおっしゃられた、その条例そのものに瑕疵はなかったと、条例そのものにはね。で、確かに、じゃあそれまでの議論が十分であったのか、100点であったのかというと、それはそうはやはり、いろんな不十分さは確かにあっただろうと思います。しかし、この全体構想に示されている、先ほど伊藤委員が提起されたこの部分は、単に議論が不十分だった、不十分な面があったということではなくて、まさに条例そのものがこれ、不備なものだったというふうに読めるといいますか、そのように受け取るのが、読んだ素直な読み方だと私は思っているものですから、それは陳情のときの議論でいうと瑕疵ということになるんじゃないかということで申し上げたのでね、少しそこは若干認識の違いがあるのかなあというふうに思いました。

それから、有松委員おっしゃられた、勝手にこんなことを言うと失礼かもしれませんが、気持ちはよくわかる気もします。であるならば、この庁舎整備の問題を前進させようと思えば、執行部もこのようなものにこのような書き方をするのはいかがなものなのかと、まさに有松委員もすべきではない、しないほうがいい、避けたい、言葉を慎重に発言されておったと思いますが、まさにしないほうがいい、避けたいという表現にあるような思いをしっかりと執行部のほうも受けとめながら進めていかれる必要がある。そうでないことに私は最初、無礼千万だというふうに申し上げたのですが、私の意見だけ申し上げて、この件は私もこれで終わっておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 それでね、ちょっとこれはそれぞれの意見として執行部に言っていたくのはいいんだけど、全体から言うと、ほかにもあるので、次に進めていきたいと思いますが、この内容等に関しても、いいですか。私の意味わかりますね、言っとるのは。

はい。

◆伊藤幾子 委員 わかりますけど、一つだけね、済みません。

今のところはこの特別委員会ではそうね、議論すべきではないという御意見だとか、まあおいおいというか、そのうち責任論というのはやっぱり議論しなきゃならないというような意見もありましたけど、ぜひ私、そういう場をこの特別委員会じゃないところでつくっていただきたいと思いますので、それはちょっと委員長さん、どうかお計らいをお願いいたします。

◆中西照典 委員長 何か言っている意味がね、どういう意味ですか、それは。ここの委員会ではないところでというのはどういう意味ですか。

◆伊藤幾子 委員 意見の中で例えば全協なり開いてとかっていうことがありましたから、私は別にここの委員会でなくてもいいので、とにかく議会としてね、私、この今言っている、まあ①はいろいろあるでしょうけど、②について、私は避けて通れないところだと思っていて、だから、私が意見を言えるのはこの委員会でしかないからこうやって言ったのですが、でも、この委員会の中でやらんほうがええとか、いろいろ御意見があるようですから、別の場を設けていただくよう御検討くださいということです。

◆中西照典 委員長 これは、私の委員長のあれじゃなしに、議長のほうにね、もしもそのことが、議会としてというなら議長のほうに個人なり会派なりが言ってくださいな。私としては、そういう権限はありません。

◆伊藤幾子 委員 はい、わかりました。

◆中西照典 委員長 次、お願いします。

◆伊藤幾子 委員 そうしましたら、ちょっと何ページになるか、ライフサイクルコストというのがありましたよね。どこでしたかね。4つの案があって、それで耐震改修をしても、15年後だか何年後だかには建てかえないといけないっていうようなところがあったのですが、単純に考えてね、耐震改修したら、例えば県庁だったら耐震改修して、何か使う年数もね、長く延ばしてって考えておられるのに、何で耐震改修するのに65年っていうことで区切ってね、新築しなきゃならないっていう考え方になるのかがわからなかったんで、そこの考え方をもうちょっとわかりやすくお願いできますか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 このライフサイクルコストの比較検討ということでございますけども、今まではイニシャル、いわゆる建設だけを、いわゆる改修なり、それに対する経費だけの比較ということで行っておったんですけども、将来的に見てどういう、将来的にその建物は変遷していくのかということと比較しないと、全体的には総合的に判断できないということで、一応ライフサイクルコストの比較検討をさせてもらったところです。

そこで、このライフサイクルコストの建物の周期としましては、国の基準、国交省の基準で耐用年数、これは65年ということで考えています。これは65年たったらその時点でもう建てかえなきゃならないのかということではございませんけども、ある程度の耐用年数というものを65年として、ライフサイクルの中では建てかえの時期を迎えるということでここにお示ししたのであって、これが、じゃあ65年たったら即建てかえをしなきゃならないのかということではございません。ですから、これが例えば70年、75年になってくると、これは横に、グラフですけども、26ページに上げておりますが、建物の周期ということで、これはちなみに65年というものを基準としてお示ししているの、これがもう少し延びれば、実際には10年ほど先に来るのですが、ただ、このラインというものは変わらないという考え方でございますので、一応説明としては、国、他都市においても65年というものを耐用年数ということで考えているということで上げさせてもらったところでございます。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 関連というか、ちょっと参考までに聞かせていただきたいんですけども、耐震改修をしてさらに15年というのは、県立の中央病院が2年前に耐震改修を10数億かけてやって、また今回新築という話が出ているわけですけども、そういったことの議論が、情報としてですよ、県のほうでどういう議論が行われて、せっかく10数億の予算を使ったのに、耐震改修をしたのに、またわずか2年後に新築しないといけないというような状況になったのかということをお聞かせいただきたいと思うし、耐震改修をしても、やがて10年後、15年後には耐用年数が来て新築しなければならないという鳥取市の判断ということが示されているので、そのちょっと比較を聞いてみたいと思うので、わかる範囲で結構ですから教えていただきたい。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 県立中央病院ですが、これにつきましては、3年前に耐震改修、これはいわゆる患者を収容しているわけですから、いつ何どき大災害が起きた場合にも耐えられるようにということで、県立中央病院は昭和50年に建築されたわけなんですけども、まだ築後三十五、六年しかたってないのです。ただ、耐震補強をしなきゃならないということで3年前にされたのですが、今回、改めて病床数の確保とか、日赤との関係で連携をとらなきゃならないということで、新たな器をつくらなきゃならないという話が出たという話を聞いています。ですから、3年前にこういう計画がなかったのかどうなのかということとはちょっとはかり知れませんが、改めて耐震改修をした段階で結局二重、補強と、それから設備に関しても投資されていますので、その後、こうやって改めて病床数なり機能、こういったものを確保するためには新築、改築をしなきゃならないという話が持ち上がったと伺っています。

ですから、いわゆる市役所においても同じように、改修をしてもいずれは耐用年数というものが来る。それは目安として65年というものを上げておりますけども、これは前倒しになってくるのかもわかりませんし、後になってくるのかもわかりません。ただ、それはこの期間中において必ず来るということで、このライフサイクルコストについては上げさせてもらっているということでございますので、中央病院の場合は改修をしてすぐの間に来てしまったと。県庁の場合は耐震改修をしたのですけども、50年間はもたせたいということで伺っていますので、それがじゃあ50年間もつのかどうなのかというのは、ちょっとはかり知れませんので。ですから、改修をしても、後には建てかえの時期は必ず到来するという前提でこのライフサイクルコスト、これは考えていかなきゃならないことだと思います。

◆**桑田達也 委員** ありがとうございます。その3年前の議論ということの中身ということについては私もよく存じておりませんが、50年に建築をされた県立中央病院も、わずか3年後に新築と。よく私たちの市役所の本庁舎、県庁とも比較をされてきましたけども、県庁についても50年というのは非常に、客観的に見て厳しいのではないかと、また建てかえという時期もいずれ近いうちに来るのではないかとというふうに思うわけですけども……。

わかりました。伊藤委員の先ほどのライフサイクルコストの質問がありましたので、ちょっとお伺いしたということで、ありがとうございました。

◆**中西照典 委員長** それでは、ちょっと待ってね。伊藤さん、ほかはどうですか。伊藤さん、別に切るわけじゃないけども。

じゃあ、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 私は、先ほどの26、27ページのライフサイクルについてですけどね、非常に、現庁舎については先ほど説明があったように2029年ということです。その時点で改めてまた工期的な問題が出ると思うのですけどね、これが工期的にはあくまでも、今の状況だけを直した段階での話になっておりまして、4年ということが出てましたですね。その次のページですか、②案、④案。非常に新築工事、供用という格好で、工事に関する分を出されておると。これ長期的に何年をするのかどうかわかりませんが、50年するのか。50年見通しすれば、これはまた新たな建物の仮庁舎なり、また工事なりということで、新たにまた2年、3年プラスになってくるということですけど、その配置された図面といいますか、この図については、あくまでもこれは工事をやった分だけという考えですかね、考え方は。ライフサイクル的な考え方で、工期がもう少しかかるのではないかと、それとか駐車場の問題とか、もう少しちょっと詳しくすべきじゃないかなという気もしますが、その辺はどうでしょうか。

◆**中西照典 委員長** わかりましたか。ちょっと……。

いいですか、じゃあどうぞ。

○**前田喜代和 庁舎整備局専門監** 失礼します。庁舎整備局の前田です。

2期目の工事をする場合の工期であるとか、それにかかわる費用であるとかをもう少し詳細に、どうもやっておくべきじゃないですかという御質問だったように思います。よろしいですね、そういうことで。はい。

今回のライフサイクルコストは、一番当初のLCC、イニシャルコストをはじいたものと、

それから65年を一つの基準点として建てかえをしていくという考え方で、その工事費を上乗せしているということとして、2期目の工事のときに、じゃあどれぐらい敷地が本当にあるのかとか、工期がどれぐらいかかるかというところまではやっていないということでございます。ですから、それをもう少し詳細にということであれば、まだ時間も多にかかるとは思います。ですが、今はやっていないということでございます。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 当初だけという考えのようですけどね、当初だけで4年かかるということで。それで、先ほど出ましたが、非常に耐震の問題、老朽化の問題とかありますけど、前にも議会でもちょっと話をしたことがありますけど、水戸市の場合が庁舎、ちょっとひびが入って、もう全然使用されてないということがありまして、老朽化的な面もあるんですけど、市の庁舎よりも10年後ぐらいに建てられたところですけどね、非常にあれで庁舎の機能が使えないという、中に入ってみましたけど、非常にまだまだ使えそうですけど、やはりひびが入ったりすれば問題ないということで、もう使えないと、危険で。その辺で、今の言われたことはわかるんですけど、耐用年数があともうわずかということですので、もう50年、建築後なっていますので、あと15年しかないということですからね。その辺もある程度の文言も本当はあったほうがいいのかというのが、ちょっと心配していますけど、その辺ですけどね。

◆中西照典 委員長 意見でいいですね。

じゃあ、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そのライフサイクルコストの説明をいただいたんですけど、市民がこのチラシを見て単純に思うのは、言うたら、この現本庁舎を耐震改修で使うというのはすごく何かお金のかかることなのだと、何かそういうふうに使っているように思えて仕方がないというか、要は耐震改修というのはあくまでも耐震を補強するものであって、建物の寿命を延ばすものではないと、そういう考えなわけですか。

◆中西照典 委員長 それ質問ですか。

じゃあ、回答を。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 耐震改修といいましても、耐震補強ですのでね、ですから建物の老朽化というものについての手当てについては、この中では考えておりませんので、この老朽化というものは、年数がたてば当然かかってくるものですから。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ただ、耐震補強だから老朽化ということは考えてないということなのだけでも、このチラシでいうとね、整備案②と④の現本庁舎を使う場合ですよ、耐震改修して活用しますってなっているので、必ずしも補強だけではないと、本当により長く使えるようにしていくっていうふうに考えるのが普通だと思うんですけど、それは違うのでしょうか。

◆中西照典 委員長 どうぞ。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この庁舎整備をするに当たりましては、改修と、それから新築、改築という形があるのですが、全体的な機能ですよ、機能を賄うための規模、こういったことも

当然かかわってくるわけです。ですから、もともとある建物についてはそのまま活用していくということが基本原則でございますね。ですから、新たに増築という形で考えていた部分、それから新たに庁舎として考えていかなきゃならない部分、これは第2庁舎なんかなのですけれども、第2庁舎、それから出っ張り部分、こういったものについては新築をしていかなきゃならない。それで全体としての規模を確定していったわけです。ですから、既存の庁舎については、基本的には現状の機能を維持するということに対しては、毎年の改修費というもののランニングコストで賄っていくという考え方です。

おわかりでしょうか。耐震補強ということで、建物の維持管理に関しては修繕費もかかってきますよね。そういうものは当然見ますけども、新たに機能を変えていくようなつくりで改造していくというようなことは考えておりません。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 確認しますが、施設を維持していくコストは考えているのだけど、結局それは維持をし続けていくということが寿命を延ばすということとは違うのですか。

◆中西照典 委員長 その辺、ちょっと教えてください。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 維持管理費のここで上げているものは、通常の光熱費と、それからいわゆる大規模施設ありますよね、エレベーターの取りかえとか、そういったものについては取りかえていくということで、寿命を延ばしていくため、躯体を長寿命化していくというものは入っていません。

◆中西照典 委員長 いいですか。ちょっと教えてください。

そのほかに。この中でコメントをしておきたいことというのは、それぞれの中で。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 個別にはいろいろ疑問点というか、申し上げたいこともありますけども、特に建築の工法とか金額については、正直言ってそんな専門的なことを素人が判断できるというのはとっても難しい。難しいというか、困難に近いと思いますね。同じ条件でも答えがたくさんあるのが建築だと、こういうふうに専門家が言っておられましたけれど、一人の専門家、あるいは一つの会社、ましてや何としても新築移転しようという会社の社長の号令でつくられた全体構想をそのまま認めるということは、それはできない話で、じゃあどうするんだと。やっぱり複数の専門家や専門業者による複数の案を出してもらうような手法を講じながら、そういう中でやはり選択していくと、こういうことが必要だというふうに思っております。ここで、じゃあライフサイクルコストが何百何十何億だと、イニシャルコストが何ぼだと、工法がこうだと、じゃあそれがベストの案というのを判断するというのは非常に困難、一つの案でもってどうだというのは困難だというのが私の考えであります。

◆中西照典 委員長 そういう意見です。

有松委員。

◆有松数紀 委員 今、棕田委員の発言に対してですけども、私は今回執行部がいろいろデータを全部、専門家委員会の中の議論も踏まえて出された部分というのは、今まで積算の根拠とか、いろいろまちまちの観点から金額が上がってきたりという、こころ辺を十分公平な立場の中で

数字を整えて示した案が、例えばですけども4案と。いろんなやり方があるのでしょうけども、この4案を、我々委員会の中では、これが全てということではありませんけども、大風呂敷を広げて、これ以外にも工法はいっぱいあるのだという議論をしたら、果てない議論になってしまいますんでね。ですからこういった、この今出とる資料というのはあくまでも公平な資料だと、数値的にも比較対照できる資料だということを確認して、我々は議論をしなければいけないと思うのですよ。

これが、例えば棕田委員が先ほど言われましたように、いろんな工法があるから、いろんな専門家が集まってということになると、これまでの我々の議会の議論をまた全て蒸し返して、また専門家委員会の皆さんにも御努力をいただいてということ、何年もまたかけて議論をしなければいけないと、こんなことになりかねないとは思っていますので、最終的に、ある程度の部分で、パブリックコメントも含めて、執行部としては意見も踏まえながら次に進みたいという思いを持っているわけですから、この4案の中でのある程度の方向というのは、我々委員会の中で、これを中心に議論をするのが私は筋ではないかなというふうに捉えているんですけども。これは議員間討論でも結構ですけど、よろしくお願いします。

◆**中西照典 委員長** この点については、それぞれの長い庁舎に関してのそれぞれの議員の思いがありますので、これをここで闘わせてどうだということはいたしません。それぞれそういう思いでこの案を見ているのだということで、このことについてはちょっと深入りしてほしくないと思います。

そのほか、この案の中で何か。

はい。

◆**棕田昇一 委員** 議員間討議はしませんが、有松委員にお尋ねするというようなことはもうしませんが、私がなぜ先ほどのようなことを申し上げたかといいますと、新築移転というのは住民投票で明確に否定されているわけでありましてね、その新築移転を示されたものを議論することについては、当然同意できないということでもあります。そこで、その住民投票の結果を踏まえて、まさに建築の技術、あるいは耐震の技術というのは日進月歩だと言われておりますし、住民投票の結果を踏まえて、どういうやり方があるのかと、それをやはりしっかりと専門家、業者から出してもらって判断をしていくというのが私は進むべき姿じゃないかという考えだったものですから、先ほどのようなことを申し上げたということです。以上です。

◆**中西照典 委員長** はい。もうこれはここまでにしましょう。

そのほかにも。

じゃあ、副委員長。

◆**吉田博幸 副委員長** 前田さんに。ライフサイクルコストではないのですけども、ここの建設費とか、左のほうの図がありますわな。この中に、国交省単価でずうっと見積もってこられましたが、いろいろガラス、窓とか送風機の関係とか電気の関係とか。そういうのはこっちのほうに入っとるわけですね、2号案であれば58億とかなんとかという中に入ってくるわけですね。

◆**中西照典 委員長** 前田専門監。

○**前田喜代和 庁舎整備局専門監** お答えします。

本庁舎の耐震改修のインシヤルコストの中には、いわゆる耐震改修部分と、それから先ほどおっしゃられました内装改修、それから設備改修も含めております。それからランニングコストの部分に対しても、屋上防水であるとか窓周りのシーリングであるとか、局長が申し上げましたように、現状維持を基本として改修をやっていくというものが含まれているということです。以上です。

◆中西照典 委員長 そのほかにも、内容等で確認しておきたいこと、あるいはコメントしておきたいことはありますか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 20ページに今後のスケジュールというのが出ておりますが、この構想案で言う今後のスケジュールですね。26年度から事業を開始した場合ということで示されていますけれど、この26年度に準備があり、基本設計というふうにありますけれど、この準備というのは具体的にどういうことが想定されているのか、ちょっとその点、お尋ねしたいと思います。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

これは、準備というのは、設計の発注準備のことでございます。ですから、恐らくプロポーザル等を行う場合の期間というふうにとっていただいて結構かと思います。以上です。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 じゃあ、同じことで、ちょっともう少し細かく確認ですが、まさにおっしゃられたように、設計の発注の準備をするということで、ですから、そういう準備をして、26年度に設計の発注をして、で、決まったものに基づいて基本設計を業者から成果品として納めていただくと、こういう考えだということですか。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 示された4つの案のうち、全てがさざんか会館を利活用するということになっているわけですが、このさざんか会館が約何平米だったか、600平米ぐらいですかね。

(「6,000」と呼ぶ者あり)

6,000平米。え、6,000。さざんか会館ですよ。600…ねえ。そのさざんか会館、一番初めに示されて私たちがお聞きした中では、例えば今、さざんか会館に中央保健センターが入っておったり、大変手狭なスペースで子育てのお母さん方、お父さん方に大変御不便をかけていると。この駅南庁舎を活用して、駅南庁舎を子育て支援センターのような活用にすべきではないかということが示された時期もあったと思うのですが、私もそのほうが非常にわかりやすいし、新しい駅南庁舎で子育て拠点ができることは、鳥取市の中で子育てをされている多くの方々に大変便利な施設だろうというふうに理解をしておったわけですが、今回、市立病院跡地に新庁舎を建て、そして駅南庁舎も活用し、さらにさざんか会館も活用すると。このさざんか会館の活用について、その機能を新庁舎のほうに統合するというような意見というのはなかったのかどうか。例えば新庁舎と駅南庁舎で補完をしていくというような、そのような御意見はなかったかどうか、あえてさざんか会館を使わないといけない理由をお聞かせいただきたい

と思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これにつきましては、まず規模について、現有の使用面積というものを把握いたしました。その中で、文化センター、さざんか会館、それから福祉文化会館、まあ駅南庁舎については庁舎として全体が賄っておりますので、この3つの会館についての扱いを検討いたしました。それで、文化センター、それから福祉文化会館につきましては臨時的なもの、さらには福祉文化会館については会館自体の耐震性というものが問題になっております。そこで、さざんか会館は築後まだ、平成2年、23年しかたっておりませんので、会館としても、今は保健センター機能を賄っておりますので、なるべくなら新築をする面積というものを抑えていくという前提から、駅南庁舎、それからさざんか会館もともに使っていこうじゃないかということで、ここについては継続して使っていこうという判断に至りました。

◆中西照典 委員長 いいですか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、分庁舎が随分あって、多くの市民の皆さんが年間5,000件近く、この分庁舎の移動をされていると。これから鳥取市が市民サービスを考える上で、やはり少しでも少ない庁舎体制の中でこの業務を進めていくということが、市民にとっても利便性を図っていくことになるというふうに思うわけですが、確かに今、局長がおっしゃるように、このさざんか会館もまだ使用できる範囲内でもあるし、さまざまな機能を考えたときに、利活用をすべきではないかという意見もわかりますが、新築をする庁舎、新庁舎の中に平米数をふやしてでもそういう機能を持たせたほうが、新庁舎、駅南庁舎、そして下水道と、少しでも庁舎体制を少なくしたほうが、これまでの市役所として市民サービスを訴えておられたということも勘案して、理にかなっているじゃないかなというふうには思うわけですが、どうでしょうか。

◆中西照典 委員長 それは意見にしましょう。そうせんとかなかなか、今まで答えられたことでありますから。

有松委員。

◆有松数紀 委員 委員長に提案というか、委員長のほうにもお伺いをしたいと思うのですが、我々はこれからこの出された資料に基づいて、それなりに疑問点とか意見とかということをお互に示してはいくのですが、どういった方向にこの委員会の意見というか、考え方を、方向を示していけるのかなあという立場の中でですけども、今出されておる4案に関しては、大きく分けると2つに分けることができるじゃないかなと思っているのです。

といいますのも、内容的にはいわゆる4つのパターン、それ以外にもあるという考え方もありますけども、その中では、現本庁舎を使っただけのプラスアルファで足りない床面積等を考えるという、その現本庁舎を使うという立場と、改めてこの部分はもう使わないのだと、新たに新築を、場所の話はさておいてでも新築をすべきだという案と2つに分かれているように思っているのです。そういった部分に関して少しずつ議論を深めていくには、全体の中での議論も当然必要なことではありましようけども、現本庁舎なり新築なり、どちらでもいいのですが、その必要性といいますか、その部分が本当に効果的に市民のためになるのか、そして投資され

る財源が効果的に利用されているのかという部分を、もっと集中的に議論していく必要があるんじゃないかなと思うのです。

といいますのも、26ページ、27ページに上がっておりますけども、先ほど来話が出ておりますように、耐用年数65年という仮定の中での図面だというふうに聞いていますけども、やはり現本庁舎を今の計画の中で、一番上に上がっております整備完了後20年間という中で、既に2029年には改修の必要があるのだというような上がり方をしております。これが使い方によって何年か延びたにしても、いずれ改修をするというとき、建てかえをするというときには、合併特例債という効果的な財源はないということになりますと、やはり鳥取市としては近い将来、この本庁舎を使うことによって新たな財源を積み立てていくとか求めていくということも考えていかなければいけない。これが長期的な部分であれば、基金を年間に何億か積み増していくという余裕があるのですけども、15年や20年ということになりますと、本当にこの投資が正しいのか、あるいは財源が次の建てかえとかのときに確保できるのかという部分も踏まえて、もう少しこちら辺を我々委員会の中でも議論して、方向を少しずつ狭めていくといいますか、定めていくという方法があるんじゃないかなというふうに思うのですけども、これについて委員長の御判断なり、ほかの方の御意見でもいただけたらというふうに思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今、有松委員さんが言われたことをこの委員会でいろいろ検討、議論していくとすれば、私、まずは、じゃあ何で住民投票したのっていうことになると思うのですけど、それ抜きにはそういう議論にはならないじゃないかと思えますけど、どうでしょう。

◆中西照典 委員長 今の伊藤委員の言い方は、それぞれの思いがありますけども、ここまでの、この会が開かれて、この素案を受け入れてこういうふうに議論しているわけです。パブリックコメントが、29日の市民政策のね、終わって、それから多分素案を取ったものがまた執行部としての中で出てくると思います。やはりその中でそれを深めていきたい。ただ、どれをどうするかということについて、委員会なり議会がどのような結論を出すかというところまでは、まだ私も考えていませんし、皆さんにはそういう点になったらお諮りしようと思えますので、今回は素案について皆さんがそれぞれの思いをコメントされたというところで、私は次の、この素案を取られた案が示されると思えますので、していきたいと思えます。

それから、もう一つ言いますと、やはりこれは、今執行部が出されるということは、来年の4月は選挙ですので、やっぱりそういうことも、当然皆さんも議員ですから含んでおられると思いますから、影響してくるだろうと思えます。ただ、案が出てないのに審議もできませんから、今回はこの時点で、きょうはここで終わらせていただきたいと思います。

その前に、ほかに意見があればですけど、なければ閉めさせて……。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 委員長がもう間もなく閉会しようということですから、一言私の考え方を言わせてもらいたいと思えます。

正直ね、この全体構想の素案を読ませていただいて、憤りを感じております。まず、一番申し上げたいことは、議会が全会一致で決めて住民投票をやった2号案、このものが全て抹殺を

されておるということ。このことをまず1点申し上げておきたいというふうに思います。

今までの審議の経過の中で、執行部としてこういう全体構想の素案をまとめられたということについては、どういうものが出てくるか、我々も受け身の状態でありましたので今回説明を受けたわけですが、これを読ませていただいても納得できない部分が多々ございます。やはりここまで執行部としてやられるのであれば、私は議会が条例案を可決し、住民投票をやったという明確な事実がございます。そして、明らかにこれはその当時の市民が反対をした新築移転の計画そのものであろうというふうに思います。そうであるなら、執行部として一度条例案を提出され、議会の承認を得てからこの構想を進めていただきたいというふうに思います。

この委員会で決をとるような話ではありませんから、私自身は幾ら執行部が御説明をいただいても、今回の全体構想の素案というものは認めるわけにはいかない、この意思表示だけは明確に表明をしておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 一つの意見であります。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、橋尾委員のほうから、この2号案が抹殺をされているという大変厳しい御意見があったわけですが、住民投票が終わって、確かにこの2号案が多数を占めた。その後、議会として設けたこの特別委員会の議論が抜け落ちた、今、話をしてはいけないと思うんですよ。私たちは、第3次の特別委員会でその2号案についての検証をしっかり行い、そして示された2号案が実現困難だという結論まで導いて、それも専門家も入ってそういうことを市民の皆さんに議会として示しているわけです。その議会が今、この特別委員会の中で、その議論が抜け落ちた形で発言をするというのは、私はいかがなものかなというふうに思いますよ。ここの議論を、委員長もまとめられると思うけども、そういう議論は、ちょっと不毛な議論だというふうに思います、まとめて……。

◆中西照典 委員長 桑田委員、わかりました。その意見です。これまた入っていきますと果てしなくなりますので、そのほかに、終わりますけども、この案についてですよ、案について。もうここに示された案についての構想案、素案についてのことだけ言ってください。思いはそれぞれ誰もあります。長い間の討論してきたものですから、それは今はやめてください。

じゃあ、質問ですね。

◆棕田昇一 委員 この委員会の進め方のことですけどね、きょうの会の冒頭に伊藤委員のほうから委員長にこうこうこうですかと、委員長はこうこうこうだと言われました。で、そうかと思っておったのですが、先ほどの有松委員の御発言の後の委員長の御発言を聞いていると、素案を受け入れて、きょうは各委員が意見を出してもらう場だけれど、今後、集約をしていくかのような、ちょっと私は理解をしたんですけど、そうではない。ちょっとそのあたり、どうお考えですか。

◆中西照典 委員長 僕言いましたでしょう、それは、その素案が取れて、案として執行部が提出されたときにどうするかを皆さんとしないと、私が決めますというわけにはいきませんからね、やっぱりその案について審議していただいて、それをどうするかというのは、またそのときに

決めていただかないといけません。それぞれ、先ほど言いましたような、4月も控えているわけ、いろんな状況の中でね、やはりそれぞれの議員がそれぞれの中で判断し、それが、この委員会として一つの方向性が示せばいいし、もしもできなければ、やはりそこでまた皆さんと相談を、諮らざるを得ないと思っていますので、今こうだということは私は思っておりません。以上であります。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私、執行部にお尋ねしますけどね、この全体構想案で、素案ですけどね、これは朝刊に折り込みでなされたわけですね。それ以外は公民館とか、その場所、私はたまたま市立病院に行きましたら、ちょっとうちの母親のあれで、付き添いで。何か見とられる方がありましてね、それで、それどこにありましたかって言ったら、ちょうど市立病院のあそこにありますよと、受付のところに。そういうところで見えられて、ちょっと、一部ですけどね、その方は。その辺で、この周知の徹底の仕方というのはどの程度されとるのか、ちょっとお尋ねします。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、パブリックコメントでも、ここに書いてありますようなところには当然配置していますし、あと市の関係、庁舎ですね、さっき言いましたように水道であるとか市立病院であるとか、そういったところにも当然配置させていただいております。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 公民館はあれですかね、何ぼかまとめて出されていますかね。

◆中西照典 委員長 次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 済みません、この中にありますように、公民館、総合支所、こういったところには全部配っておりますし、この中にある市の関係する施設ですね、例えばさっき言いましたように市立病院、あるいは水道局、そういったところにも配置させていただいています。

◆中西照典 委員長 では、いいですか。

では、これをもちまして市庁舎整備に関する調査特別委員会第14回を終わります。

午前11時07分 閉会